



# 平成24年度 インフル

今年もインフルエンザ予防接種(任意接種)を下記のとおり実施いたします。  
“手洗い・うがい”などの予防対策と併せて、インフルエンザワクチンは流行前に接種することで、インフルエンザを予防し、かかったとしても重症化を軽減する効果が認められています。今年も流行シーズンに備え、インフルエンザの予防にお役立てください。

なお、当組合の予防接種は1回接種法のため(1)～(3)の「重複接種」はできません。

## (1) 東京織物健康保険組合で予防接種をお受けになる方

- ▶ 実施場所 東織健保会館 5階 組合健康管理センター  
東京都中央区日本橋堀留町1-9-6
- ▶ 実施期間 **平成24年10月15日(月)～平成24年12月7日(金)**
- ▶ 費用 1名 1,000円(1回接種法) ※後日、事業所に「一括請求」いたします。
- ▶ 実施時間 **13:00 ～ 16:30**
- ▶ 実施対象者 **当組合の被保険者(家族除く)**
- ▶ 実施予定人数 6,500名
- ▶ 申込方法 ★各事業所宛ての「平成24年度インフルエンザ予防接種のおしらせ」文書に同封の申込用紙に記入のうえ、事業所ごとにとりまとめ、お申し込みください。  
★後日、「日時指定票」と「予診票」を事業所にお送りいたします。なお、日時の指定は当組合にて行います。あらかじめご了承ください。
- ▶ 申込締切 **平成24年10月12日(金)** ※定員になり次第締め切ります。
- ▶ 任意継続被保険者の方へ  
会場のスペース等の関係から、当組合診療所で予防接種を行います。予約制ですので、医事課までお問合せください。TEL 03-3661-2241(直通)

## (2) インフルエンザ予防接種補助金制度を利用される方

(1)当組合健康管理センター(当組合診療所含む)並びに(3)「東振協」契約医療機関以外で「インフルエンザ予防接種」を受けた当組合の **被保険者(本人)** に補助金を支給いたします。

- ▶ 支給対象期間 平成24年10月1日～平成24年12月31日までに受けた方
- ▶ 支給金額 1名につき1,000円(上限)  
(注)接種料金が1,000円未満の場合は実費を支給いたします。
- ▶ 申請方法 ★「平成24年度インフルエンザ予防接種補助金支給申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、**領収書(原本)**を添付して事業所で一括して申請してください。  
★任意継続被保険者の方は直接申請してください。  
(申請書は当組合のホームページよりダウンロードできます)
- ▶ 締切日 **平成25年2月28日(木)《消印有効》**
- ▶ 支払方法 申請書に記載の「事業所名義」の銀行口座に振り込みさせていただきます。  
(任意継続被保険者の方は個人名義の口座へ振り込みます)

### 注意!

インフルエンザ予防接種を受けたときは必ず医療機関に領収書をもらいましょう。その際、次の㊶～㊸が明記されているか必ずチェックしましょう。

- ㊶接種を受けた方の氏名(フルネーム) ㊷接種費用
- ㊸「インフルエンザ予防接種」の旨の記載があること ㊹接種日 ㊺医療機関名と押印

(1)と(2)のお問合せ先 健康管理課 ☎ 03-3661-2257

# エンザ予防接種のご案内

本年度より、接種時の『窓口負担の軽減』を図るため、関係団体である東京都総合組合保健施設振興協会(以下「東振協」と略す)の「インフルエンザ予防接種共同事業」に参画いたしました。

これに伴い、これまで当組合健康管理センター(当組合診療所含む)で予防接種できない方は「補助金制度」をご利用いただいておりますが、「東振協」と契約している全国約2,570の医療機関で予防接種をした場合には、当組合が「東振協」を経由して各契約医療機関に「補助金」を支払いますので、「補助金支給申請」の必要がなくなります。

本年度より実施

## (3) 「東振協」契約医療機関を利用される方

「東振協」契約医療機関(契約料金の上限3,000円)は、「東振協」ホームページに掲載されていますので、お手続きをおかけいたしますが、ご確認のうえご利用ください。

なお、当組合ホームページから東振協ホームページにリンクすることができます。



- ▶ 契約対象者 当組合の被保険者(家族除く)
- ▶ 契約対象期間 平成24年10月1日～平成24年12月31日
- ▶ 利用者負担額 「組合補助金1,000円」と「東振協」契約医療機関の料金との差額

(計算例)

「契約料金3,000円」－「組合補助金1,000円」＝ 2,000円

利用者負担額

(注)「利用者負担額」は(2)の補助金支給対象外です。

### ▶ 利用方法

#### ◆院内予防接種の場合

- ①利用者が希望する「東振協」契約医療機関に電話等で直接予約してください。
- ②接種当日は「東振協専用インフルエンザ予防接種利用券<sup>(注)</sup>」と「健康保険被保険者証」を医療機関に必ずご持参ください。
- ③接種終了後、医療機関の窓口で「利用者負担額」をお支払いください。

#### ◆出張予防接種の場合 〈予防接種人数に条件があります。ご確認ください〉

- ①事業所から医療機関へ電話等で予約後、「東振協専用インフルエンザ予防接種利用申込書<sup>(注)</sup>」と「申込者名簿<sup>(注)</sup>」に必要事項を記入のうえ、医療機関に郵送またはFAXにより予約申込を行います。
- ②事業所に医療スタッフが派遣され予防接種を行います。
- ③利用者負担額の支払方法については、事業所と医療機関で決めてください。

#### ◆集合予防接種の場合 〈土・日曜日のみ〉

- ①利用方法は、上記「院内予防接種」と同じです。

ただし、希望会場を設置する医療機関へ開催日時を確認し、予約してください。

注意!

「利用券」・「申込書」・「名簿」は、事業所への「おしらせ」文書に同封した「利用券」等をコピーしてご使用ください。  
なお、任意継続被保険者の方は東振協ホームページより「利用券」を発行してご使用ください。

## 〈(3) 「東振協」のお問合せ先〉

★「東振協」契約医療機関や利用券、利用申込書等の印刷など東振協ホームページに関することは、東京都総合組合保健施設振興協会 ☎ 03 (3626) 7504 にお問合せください。

★東振協ホームページ <http://www.toshinkyu.or.jp/influenza.html>

■「インフルエンザ予防接種の健保組合共同事業のご案内」をクリックして

- ①「ダウンロードリスト」より「東振協」契約医療機関や「契約料金」を確認できます。
- ②「利用券発行申込登録画面」より「利用券」等の発行ができます。その時は当組合の保険者番号「06132211」の入力が必要です。